

16 障がい者施策における県計画について

(1) 愛媛県障がい者計画

県では、障がいの有無に関わらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域で共に暮らし、支え合う「共生社会」の実現を目指し、障がいのある方々のさまざまな課題に的確に対応していくため、本県における障がい者施策の基本計画として、令和2年3月に、第5次愛媛県障がい者計画を策定しました。

令和2年度から令和5年度までの4年間を計画期間とし、①障がい者自身の決定と選択による地域生活の支援、②障がい者差別の解消と「心のバリアフリー」の推進、③バリアフリー化の推進と情報アクセシビリティの向上、④分野横断的な障がい者施策の推進を基本方針に掲げ、各種施策を展開しています。

第5次 愛媛県障がい者計画

(令和2～5年度)



令和2年3月

目次

- 第1章 障がい者計画のあらまし
- 第2章 障がい者を取り巻く状況
- 第3章 分野別施策の具体的方策
 - 第1節 地域生活の支援
 - 第2節 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実
 - 第3節 保健・医療対策の充実
 - 第4節 特別支援教育の充実
 - 第5節 雇用・就業、経済的自立の支援
 - 第6節 福祉を支えるひとづくり
 - 第7節 安全・安心な生活環境の整備
 - 第8節 防災・防犯対策の推進
 - 第9節 差別の解消及び権利擁護の推進
 - 第10節 芸術文化活動・スポーツ等の振興
 - 第11節 国際交流の推進

(2) 愛媛県障がい福祉計画及び愛媛県障がい児福祉計画

愛媛県障がい者計画の実施計画として、令和3年3月に第6期愛媛県障がい福祉計画、第2期愛媛県障がい児福祉計画を策定しました。

令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とし、障がい者の地域生活への移行や一般就労への移行を促進するため、障害福祉サービス等に関する数値目標や必要見込み等を設定しています。

第6期愛媛県障がい福祉計画及び 第2期愛媛県障がい児福祉計画 (令和3～5年度)



令和3年3月

愛媛県障がい者計画、愛媛県障がい福祉計画及び愛媛県障がい児福祉計画は、愛媛県ホームページからご覧いただくことができます。

また、お住まいの市町においても同様の計画を策定しております。

愛媛県障がい者計画 [検索](#)

